

## 公益財団法人岩手県学校給食会役員等の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県学校給食会（以下「本会」という。）が公益財団法人岩手県学校給食会定款第18条第3項及び第37条第3項の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 会長、副会長、常務理事、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員
- (3) 常勤役員 評議員会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者
- (4) 非常勤役員等 常勤役員以外の役員及び評議員をいう。
- (5) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）をいう。
- (6) 報酬 役員等に対する報酬をいう。
- (7) 賞与 常勤役員に対する賞与をいう。
- (8) 通勤手当 常勤役員が通勤のために要する経費をいう。
- (9) 費用 報酬、賞与及び通勤手当以外で職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。第10条第1項において同じ）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬の支給)

第3条 本会は、役員等には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額を、非常勤役員等の報酬は定額を支給するものとする。

### (報酬の額)

第4条 常勤役員の報酬は別表1常勤役員の報酬月額とし、非常勤役員等の報酬は、別表2の非常勤役員等の報酬日額とする。

### (報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、毎月職員の給与の日である15日に支給するものとする。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日をいう。以下この条において同じ。）に当たるときは、その翌日以後の日であって15日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。

### (報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって直接本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し立てのあった立替金及び積立金等を控除して支給することができる。

### (賞与)

第7条 本会は、常勤役員に賞与を支給することができる。

2 賞与の額は、別表3常勤役員の賞与により算出された額とする。

3 前項に定めるもののほか、賞与の支給条件については、公益財団法人岩手県学校給食会職員の給与に関する規程第22条の適用を受ける職員の例による。

(退職手当)

第8条 本会は、役員等に退職手当は支給しない。

(通勤手当)

第9条 本会は、常勤役員にその通勤実態に応じて通勤手当を支給することができる。

2 通勤手当の月額、職員給与規程第15条の規定に基づき職員に支給する額に相当する額とする。

(費用)

第10条 本会は、役員等が職務執行に当たり負担した費用について請求があったときは、その請求日から遅滞なく支払うものとする。

2 職務執行に当たり、前払いを要する費用は、前払いするものとする。

(公表等)

第11条 この規程は、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程は、評議員会の決議によって改正又は廃止することができる。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬月額（第4条関係）

役職名	報酬月額
会長	315,000円
常務理事	283,500円

別表2 非常勤役員等の報酬日額（第4条関係）

理事会又は評議員会への出席等の都度、謝金として1人日額9,600円

別表3 常勤役員の賞与（第7条第2項関係）

支給額	報酬月額 × 支給割合 × 在職期間割合
支給割合	6月1日在職 100分の120 12月1日在職 100分の135
在職期間割合	職員の例による